

広島県告示第四百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和六年三月七日までの間、縦覧に供する。

令和六年二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道恐羅漢公園線	山県郡安芸太田町大字遊谷字野為一一二六番一地从先から 山県郡安芸太田町大字遊谷字野為一一二六番六地先まで	令和六年二月二十二日